

平成 30 年 8 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

飯館村教育委員会

平成30年8月 定例飯舘村教育委員会会議録

- 1 招集日時 平成30年8月28日(火)午後3時00分
- 2 招集場所 福島テルサ会議室
- 3 出席委員
教育長 中井田 榮
教育委員 菅野 クニ
教育委員 星 弘幸
- 4 欠席委員
教育委員(教育長職務代理者) 佐藤 真弘
教育委員 高倉 文子
- 5 説明のため出席した者
教育課長 村山 宏行
生涯学習課長 藤井 一彦
指導主事 武藤 賢一郎

6 開 会 午後3時00分

7 教育長挨拶

教育長 ただいまから平成30年8月の定例教育委員会を初めさせていただきます。

今日の研修会に引き続き定例の教育委員会ということで、大変ご苦勞さまです。まず1点目は学校ですが、夏休みも無事終えて、昨日から2学期がスタートしたところであります。両校長先生、さらには園長からの2学期開始の報告がありまして、人数も報告ありました。こども園が29人、小学校が32人、1学期と比較し1人減りました。2人出て1人入ったということです。中学校は変わらず42人で、103人のスタートというようなことをごさいます。御存知のとおり、7月末で学校整備も終わりました、子供たちも2学期からは正面玄関から登校となっております。2学期から落ち着いた教育環境で勉強ができると思います。これまでのご協力に感謝を申し上げます。

次に、2点目は、8月12日にスポーツ公園のグランドオープンがありました。後で藤井課長のほうからも報告があると思いますが、教育委員の皆さんを初め、子供たちも含めて約800人の参加者を得て、盛大に開催したところです。そのほか、このスポーツ公園の利用状況ですけれども、後ろの資料にもありますように、毎週土曜日曜は予定が埋まっているというような状況で、うれしい悲鳴なんですけれども、事前に藤井課長とも打ち合わせしたのは、その運用についてです。村の方と村外の方との利用をどう調整していくかということで、整理をしたところです。それに関してのご意見もあわせていただければと思います。

次に、3点目は、教職員の研修会2日目として実施した、Edcampであります。教育委員の菅野委員を初め、星委員の奥様ら7名の方々にご協力いただきまして、Edcampの昼食として180食分のカレーライスをつくっていただきました。本当にありがとうございます。おかげさまで、子供たちはもちろんのこと栄光学園も上智大学も、さらには先生方もそれを食べて、午後も熱気あふれるキャンプになったと思っております。本当にありがとうございました。

次に、4点目ですけれども、8月19日、PTA主催のいいたてっ子夏祭りを開催しました。こども園、小学校、中学校合同の初めての夏まつりを村内で行いました。当初300人の入場カードをつくっていたんですけれども、それを上回る350人ほどが来ていただきました。教育委員の皆さんには最後までいていただきまして本当にありがとうございます。

次に、5点目なんですけれども、学力調査です。実は、新聞等々でおわかりのとおり結果は出ています。教育委員会にも結果は来ていまして、それを学校にお願いして内容を分析しているところでもあります。学校のほうである程度その整理ができましたら教育委員会のほうにも出したいと思しますので、もうしばらくお待ちください。

最後に6点目ですけれども、きょうの議題です。見ていただいているように補正予算と、さらには使用料の条例の一部改正です。後で詳しくご説明をさせていただきますけれども、補正予算については、簡単に説明しますと、ふれあい館の防火点検の費用について補正が若干あります。あと、使用料の改正につきましては、ピッチングマシンを導入しましたので、1時間当たり540円で使えるように使用料条例に追加をするものです。

引き続きの教育委員会ということで、お疲れだと思いますけれども、ご承認いただけるようお願いいたしまして、挨拶といたします。

8 会期の決定及び書記の指名について

教育長 それでは、日程第2『会期の決定及び書記の指名』でありますけれども、会期につきましては8月28日、きょう1日間としまして、書記は教育課長の村山課長にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 ありがとうございます。それでは、そのようをお願いいたします。

9 平成30年7月定例教育委員会会議録の承認について

教育長 次に、日程第3『平成30年7月定例教育委員会会議録の承認について』議題といたします。説明をお願いします。

教育課長 事前に資料のほうをお配りをさせていただいております。

内容についてはその後変更しておりませんので、何かありましたらお願いいたします。

教育長 事前に送ってあるということですので、内容について問題があればご意見いただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。

全 員 はい。では、ないということでもありますので、ご承認いただいたということで進めます。

10 議案第30号 平成30年9月議会補正予算要求について

教育長 次に、日程第4、議案第30号『平成30年9月議会補正予算要求について』を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 説明が終わりました。ご意見等いただければと思います。

星委員 2点いいですか。あり方検討会の報償費の件ですけれども、人数は何名で考えていますか。

教育課長 15名以内で考えております。

星委員 15名以内で3回会議を行うということですね。

あと、公民館のほうの防火点検報告業務ですけれども、これ前年度は実施していないんですか。

生涯学習課長 設備の点検は毎年1回やっています。消火器があるかとか、非常灯がつくかとか、そういう点検を実施しています。通常は届が必要なものが提出されていない場合、その点検の際に指摘されるらしいんですけれども、今回それがわかったものですから、急遽上げさせていただいたということでございます。

星委員 設備の防火管理者というか、この点検についての責任者というのは誰なんですか。

生涯学習課長 それは私になります。

星委員 それはチェックをされていなかったんですか。チェックする項目に入っていなかったんでしょうか。

生涯学習課長 チェック項目というか、防火管理者の資格はもっていますが、普通は新たに建物を建てる際に消防法に基づきチェックするんですが、今回漏れていたことが判明したものです。ですから予算も取ってなくて、急遽今回予算を上げさせていただいて、今年からしっかりやりたいと思っております。

星委員 漏れていたこと自体はしょうがないと思うんですけれども、それが1年放置されてしまったという事実、法令で決められていることだと思うのですが。

今年は今回わかったから大丈夫ですっていう話ですけれども、じゃあまた何か忘れていないものがないかどうかという、そういう総点検みたいなものはされたんですか。

生涯学習課長 総点検というか、消防の基準で防火点検報告を実施しなければならない建物は村で唯一交流センターしかないんだそうです。それで漏れていたのかなというのがあるようです。本来であったらその項目に入っていないとはいけないものだったんですけれども、今回見つけたので、今年からはちゃんとやっていきたいと思いますということで、消防署とも改めて打ち合わせをしたところです。

星委員 よく火災事故とかあると、消防からの点検で指摘されていたのに直さなかったとかそういうことが言われるので、大事なところだと思うので。

生涯学習課長 今回も消防設備の点検のほうはやっていただいて、ご指導はいただいているので、そういったところはちゃんと直していきたいというふうに思っています。

教育課長 建設当時に関わっていたのですが、あの建物のホールについては200名定員です。消防法でいうと300名以上の集会施設が対象ということですので、こちらも対象の建物という認識はしていませんでした。詳しくは、消防法に基づく独特の収容人数の数え方があるらしいのですが、当時は解りませんでした。実際の運用では300を超えるというのが何回か、多分年数回あったということです。そうしたこともあって今回改めて指摘されたというような状態です。

星委員 実際いっぱいいっぱいという時もありましたもんね。

生涯学習課長 千昌夫さんのときにはたしか倍ぐらいいってしまったのではないかと思いますけれども。

星委員 届け出と実態で、運用していく中で差が出てきてしまったということなんですね。

生涯学習課長 そうだと思います。

教育長 そのほか。

菅野委員 今の関連ですが、そうすると、あのホールが200人以上を想定してということになると、もともとの公民館自体はそれは必要なかったということなんですか。

生涯学習課長 それはもうちょっと解りかねます。解体してしまいましたから。いろいろ聞いたんですけども、やはり一番最初に提出しているときに、定員を全部、消防のほうで独特な数え方があるんです。単純に面積でとかいうのではなくて、どういう活用をされる場合その面積当たりには何人というのが決まっていたりとか、会議室なんかだと幾つ椅子があるとかかそういうので決まってくるらしくて、一番最初に提出をした、建築のときに提出をした書類を見ると577人というのが定員だそうなんです、全部含めると。

ですから、本来だったらやらなければいけないというのもあったんですけども、そういう意味では今教育課長が言われたところなんかもあって、その辺の見落としがあったんだろうと思うんですけども、今回からしっかりやらせていただきます。

菅野委員 今のことに関連してもう一つなんです、不特定多数の方が入る、300人以上というのは、学校の体育館、中学校の体育館は特に、あそこはそれの該当にならないんですか。

生涯学習課長 学校施設は該当しません。

菅野委員 不特定の方が入るときがありますよね。

生涯学習課長 それはもともと設置目的によって定められています。ですから、劇場だとか映画館だとか、ああいうホールだとかっていうのは不特定多数の方が入る建築物となりますが、学校の場合や体育館は、確かに500人とか入れようと思えば入るわけですけども、本来はあそこは体育館という目的なので、対象となる数の基準が変わるようです。

例えば、新しくできた屋内コートなんか、入れようと思えば300人ぐらい入るわけですが、ただ、普通に使うのは、テニスで使うという形になっていまして、そうするとテニスで2コートあるわけですから、そうするとせいぜい使っても20人となりますので、定員の数え方はそういうふうにするそうです。

ですから、そうすると、広いからたくさん定員があるというわけではなくて、

その設置目的によって決まってくるということです。交流センターはどうしてもあそこはホールというのが設置目的なので、それによる定員の数え方をすると説明したとおりになるという事です。

菅野委員 あと、もう一点いいですか。

学校のあり方検討委員の報償費って出ているんですが、旅費を伴わないということ考えていいですか。

教育課長 これまでの例ですと、旅費込みでの報償という形で取っておりました。もちろん源泉徴収は行います。

どうしても距離であるとか、それからその方が例えば大学教授なのか学識者なのか、そういったことで、村としては細部で単価を決めておりますので、それに基づいて支払うことになるかと思えます。

教育長 そのほか、よろしいですか。

全 員 はい。

教育長 それでは、9月補正予算要求について、議案第30号でありますけれども、異議なしということによろしいでしょうか。

全 員 はい。

11 議案第31号 飯館村使用料条例の一部改正について

教育長 それでは、ご承認いただきましたので、日程第5、議案第31号『飯館村使用料条例の一部改正について』議題といたします。説明をお願いいたします。

生涯学習課長 (議案について説明)

教育長 説明が終わりました。ご意見等いただければというふうに思います。

星委員 6ページなんですけれども、これこのままになって大丈夫でしょうか。

生涯学習課長 これ、新旧対照表ということで、比較するための表なので、現行が左側、改正案が右側です。ですから、右側の欄だけずっと見ていただければということです。

教育長 4ページを見てほしいんです。これが新旧対照表です。議会に出すときに、今までと改正後が比較できるように示しています。

星委員 いずれにしてもピッチングマシンの540円という金額というはどこから来たものなんですか。

生涯学習課長 これは同様の施設で、利用料金が設定してあるものを調べさせていただきました。

1回とか3時間とか全額と時間当たりで示していたりと、いろいろ設定がそれぞれのところにあるんですけれども、1時間当たりで設定しているものを全部で7つ調べることができまして、その平均が504円でございます。これは結構いろいろな時代に設定をしております、消費税が3%のときとか消費税なしのときとかいろいろあったわけですが、平均して500円ということで、それに今回の8%を掛けて540円という設定にさせていただきました。

これは、大体ほかのところの平均を見たという形で決めさせていただいております。

星委員 ほかの市町村とかということですか。

生涯学習課長　そうです。近くだと例えばいわき市グリーンスタジアムだとか、それからあと県内であったのが、会津若松に球場があるんですけども、そこが持っていました。あとは全国、高知だとか、新潟だとか、公立の球場でピッチングマシンを持っているところ、持っていないところも多いんだと思うんですけども、持っているところを調べさせていただいて、それを大体平均して出させていたいただいということでございます。

星委員　大体1台当たり、購入金額等と年間のメンテナンス費用ってどのぐらいかかるんですか。

生涯学習課長　メンテナンス料は使用頻度にもよるといえるんですけども、回転しているゴムの部分をかえる必要があるらしくて、1台が大体50万円ぐらいです。

ピンからキリまであるんですけども、一番下から1個上ぐらいのものです。あまり下のクラスですと球速が出ないものですから、やはり100キロから120キロぐらい出るものじゃないとバッティングの練習にならないということなので、そういうのを買わせていただきました。

コンパクトで、意外とこんなもので速い球が出るのかという感じの機械ですけども。

星委員　1000時間ぐらい使ってもらえれば元は取れるということですか。

生涯学習課長　これで元を取るといより、これでいろいろな方に使ってもらって、できれば今まで村で運動していた方々が使っていただければと考えています。

星委員　壊れたときや、次に更新するとき料金改定が必要になったりすると利用者がこまるので、更新が可能な金額設定だと思いますので。

生涯学習課長　どうしてもそのベルトというか消耗品で、こまめに代えながらということになると思うんですけども、ご指摘の部分は十分に考慮させていただきます。

教育長　そのほか。よろしいですか。

全　員　はい。

教育長　それでは、この議案第31号『飯舘村使用料条例の一部改正について』はよろしいでしょうか。

全　員　はい。

教育長　では、ご承認をいただいたというようなことで先に進めます。

12 諸報告について

教育長　次に日程第6、『諸報告について』を議題といたします。説明をお願いします。

教育課長　（資料に基づき説明）

教育長　ここまで、まずは日程について、よろしいですか。

全　員　はい。

教育長　じゃあ、次は人数について、2番目の。人数も特に。

教育課長　（資料に基づき説明）

教育長　1名減となりましたが、問い合わせもあるし、増える要素もあるかと考えています。

教育課長　9月から村の菊池製作所に勤める予定というお母さんがいて、もしかしたら連れてくるかもしれないとの相談もあります。

教育長 認定こども園が増えるのかな。そうすると104人にまた戻るのかと思っています。

そうならないとちょっとわからないのですが。

じゃあ、人数のほうはよろしいですか。

全 員 はい。

教育長 それでは、学校の管理について。

教育課長 (資料に基づき説明)

菅野委員 管理については、ゲートは閉めるけれども施錠はしないということになると、何か土日も結構見に来ている人がいるということで、見に入ってもいいんですか。その辺、どうなんでしょう。自由にある意味で出入りができるということが、学校の管理としていいのかどうか。というのは、何となく不安もあったり今の時世だから大事だということもあったりすると思うんですが。

教育長 開かれた学校ということもあって、後ろは鍵を閉めるんだけれども、前のゲートがあるところは鍵は閉めないという事にしました。

菅野委員 だから、要するにこうあける気になればあくということですよ。

教育長 あきます。

教育課長 体育館とか社会体育施設としては開放するわけですし、食育ルームや地域交流スペースなど外部に向けた機能もあるのでそういうときに、鍵をかけなくてはならなくなってしまうと、管理の部分で学校に負担をかけてしまうので、それで一応門は閉めますけれども鍵だけは閉めないというような、方法になりました。

教育長 今度生涯学習課ともやるんですけれども、今度体育館を夜間開放します。それは今まで生涯学習課のほうで持っていた業務のわけですから、その辺の引き継ぎというか打ち合わせもやりながらになるわけですがけれども、そのときに一々鍵を閉めてどうのというよりもこのような運用のほうが良いだろうという事になった次第です。

菅野委員 ということになると、社会教育施設として使っている部分もあるから、だから知っている人は知っているという形で、それは当然使うのをわかっているから、管理も可能という判断ですね。

教育長 そうです。ですから、月曜日から金曜日までの、今度夕方になれば一旦閉めるんだけれども、三々五々集まってきたら自分でゲートをあけて、体育館等使える形になると思うんです。

指導主事 基本的に昔は夕方とか、みんな土日だって学校の校庭で遊んだり、入っていたわけですよ。池田小学校の事件とかいろいろあってセキュリティーが厳しくなったんですけれども、基本的にうちの村の性質を考えれば、中に入って前庭とか、村の人だったら校庭とかに入って遊んでもらうというのはすごくいいことなのではないかと思えます。

セキュリティー上問題あるような人は、あそこを閉めて鍵をかけたとしてもそれを乗り越えてくる人ですから、そういう場合はどうしようもない。なので、土日来たからちょっと見たいと行って、鍵をかけていない門をあけて、ちゃんととめて見る分には好ましいことなんではないですか。逆に、人がいたほうがいいんじゃないかな。あと、イノシシ対策としても。

教育長 田んぼもあるし砂場もあるし、ピオトープに池もあるし、ちょっと心配は心配

なんです。子供たちはきっと砂場で遊ぶと思うんです。その際に犬や猫のおしっこというのは衛生上すごく悪いんで動物は入れたくないんですね。

菅野委員 動物を入れない対策は必要ですね。

教育長 その辺の対策もしながらという、結構大変だとは思いますが。

菅野委員 犬の散歩コースにはちょっとまずいと思うんですけれども。

星委員 難しいですね、開かれるというは。

教育長 そう、安全と、開かれる。

星委員 どっちかにしてしまったほうがいいんじゃないですか。閉めるならば閉めるで、あけるならばいつでもあけますって。

ただ、カメラとか、人が来たときに何か検知するとか、何かのセキュリティーはないと、幾ら開放ですといっても。

教育長 こども園は、実はカメラついています。こども園からスクールバス回転場のほうは、常に撮っています。

星委員 一応校舎の中って、入り口のところにカメラが付いていけば近くていいんですけれども、敷地内っていうと結構広くて、別に土日にかかわらず平日の日中、子供たちがいる時間に例えば不審者が入ってきて、入ってきて気づくのは校舎に入ってからですね。そこまで気づかないっていうのもセキュリティー上非常に怖いという気はするんです。入り口が1カ所だと1カ所だけ、カメラやセンサーもやはりそこだけでわかると思うんですけれども。

開くにしても閉じるにしても、やはり防犯対策としてどういうふうにするんだというのがあった上で、どこの鍵を閉める、あけるとしていかないといけないと思います。ですから、ここはあける、ここは閉めるっていう何かこう決まりみたいなものを、先生方の対応とかも含めて一応管理するものをつくったほうがいいんじゃないかと思います。余りにも施錠する場所が多すぎて、誰が見てもわかる状態ではないと思うので。ここはいつあいているのが正しいのか正しくないのかってわからなくなってしまうと思うので。この扉はこの時間帯は閉まっていなければいけないとか、誰が閉めるとか、管理されていないんじゃないかという心配もあるんですけれども。

できればなるべくオープンにしたほうが、先ほど武藤先生が言ったようにいいのではないですか。村でそんなに不審者の人が来るリスクのほうが少ないと思うので。

ただ、どういうふうな決まりで施錠を管理しているかというのは、全体的なものとしてはつくっておく必要があると思います。

教育長 まずはやってみて考えたいと思います。いろいろ議論したんですけれども、最後はまずやってみて、状況を見てからじゃあもう少し考えましょうかというのが結論です。

最初は、さっき言ったように月曜日から金曜日までは、後ろは閉めているんですけれども前はあけておく。あと土日は鍵を全部閉めてしまうというような形にしようかということだったんです。でも、それでは、さっき言ったように生涯学習課のほうの使い勝手も、体育館の解放だって使って使い勝手も悪くなるし、土日の見学もできなくなるということもあったので、じゃあこの4つだけはあけ

ておこうかと。

星委員 　ただ、校舎のレイアウトの話のときから、校舎内にオープンスペースをつくるということと鍵を閉めることは矛盾が生まれるみたいな話があって、難しいと思うんですけれども。ただ、管理するべきゲートというのがどこにありますというのと、その鍵はいつ開いていつ閉まっていますというものの周知は必要では無いでしょうか。やはり基本になる形、誰が見てもこれで運用していますというベースがあって、それを変えていくのはいいと思いますけれども、それが無い中でここはあいていたり閉まっていたりというのはちょっと、何が基準かがわからないので。

　やはり、その運用上どうするかはもちろんこれから協議していく必要があると思うんですけれども、ただ施錠しなければいけない場所が何カ所あって、その現状はどういうふうな運用をしているかというのは、誰でもわかるようにしておくべきではないかと思います。でないと、誰に聞いたらいいかわからないということになってしまうので。

教育長 　だから、学校とも打ち合わせをした中では、この後ろは閉めると。前は、ゲートは閉めるけれども鍵は閉めない。これは月曜日から土日も含めてそうしましょうというようなことで今は進めています。

星委員 　それが誰もがわかる形でなっていればいいんですけれども、先生によって知らないとかいうことにならないように、誰でもこの管理をやっていますというふうにわかりやすくしておくというのは大事だと思います。そうしないとクレームになってしまうと思うので。あの先生はいいと言っているけれどもこの先生はだめだったとかになってしまうので、そうならないよう解りやすい形で運用をしておいたほうがいいのかと思います。

教育長 　校長会もあるので、先生方にもそれは決定しだい周知するように話したいと思います。

　それと、地域の解放については生涯学習課とこれから詰めて、学校とも共通認識を持ちながら進めたいというふうに思っています。

星委員 　実際の運用上はどんどんあけるということだと思いますが。

生涯学習課長 　校庭は、ゲートがあると車とかがほとんど入って来ないんですが、スポーツ公園のほうはゲートがないものですから、ほとんどの車が入って来てしまうんです。スポーツ公園の管理棟の下にはバスケットゴールが置いてあるちょっと広場があるんですけれども、あそこはカラー舗装をしてあって、余り車をとめられるとどんどん削れてしまうんです。ですからあそこにはなるべく今車はとめてほしくなくて、ちょっと上のテニスコートのところの駐車場に入るところに看板等を立てて、奥へはなるべく行かないように誘導しています。ですから、ちゃんとゲートが閉まっていると車が入って来ないので、ある意味ではこれでそれなりの管理はできるのではないかと思います。

教育長 　あと、開放するときも、ゲートが4カ所あるけれども、例えばこの職員駐車場だけあけるとか運用はいろいろ考えられると思います。

教育課長 　そうですね。そういうのもあります。

教育長 　それは今からの申し合わせだけでも、あけるときはこの体育館の前だけとか。

十分間に合うわけですから。

生涯学習課長 小学校の体育館というか、中学校の体育館でほとんどOKだと思いますので、夏はプールのときがありますけれども、それは本当に短時間なので。

教育長 解放エリアを限定するとか、その辺は今からやりたいと思いますので。教職員にも徹底はしたいというふうに思います。

ここまでよろしいですか。

全 員 はい。

教育長 それでは、4番目のスポーツ公園の利用状況について、よろしくお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長 じゃあ、ここまでで切りまして、ご質問をいただきたいと思います。どうぞお願いします。

菅野委員 今ちょっと話が出ましたけれども、予約、仮予約の仕方というのはやはり電話、ファックスだけで、例えばメールで受け付けとかっていうことはまだ考えていないんですか。

生涯学習課長 メールは今のところやっていません。

教育長 内部で打ち合わせしたときに結構協議した内容は、大きな2番目の、1カ月前の申し込みでお金を入れてもらったならば、その後キャンセルしてもお金は返さないとしてはということでした。

細かくやれば、生涯学習課のほうから提案あったのは、2週間前にキャンセルがあれば返すという話も実は出たんですが、でもスタッフの手がないのでこれから体育館のほうの解放もしていくとなると、今の人数の中で動かすには、そこまでの対応はできないでしょうという話をしました。それで1カ月前に申し込んだ時点で本申し込みとして、あとは返金の事務を行わないことでまずはやってみたらどうかとなったわけです。それを基本に生涯学習課と打ち合わせの中でたたき台を今回出しています。

教育委員会にかけて、あと村長、副村長、議会に図ってまいりたいと思っています。

もし何かあれば言っていただいで、また調整をして進めたいと思っています。

生涯学習課 あと、言わなかったんですけども、村民の団体は基本的には無料です。

教育長 それと、村内団体への優遇策としては、予約が6か月前から入れられるという事です。村外の団体よりも3か月前に予約できますのでメリットとなります。

菅野委員 とりあえず6か月前から予約できるんだから先に予約をしてくださいという事です。早めに周知なり宣伝できるといいですね。

教育長 村内の団体は無料で半年前から予約できるということです。

菅野委員 早期予約できるというのはわかりました。ただ、あとは手が足りないところという話の中なんですけど、メールでの受け付けはせずに電話だけという事ですが、どうしても事務所の固定電話ですとそこにいないと電話を受けられないじゃないですか。すると、なかなかつながらないということはないんですか。

生涯学習課 今ファックスと2回線はありますので、つながらないことはそんなにないです。

菅野委員 ないですか。結構ファックスよりはメールの時代になっていっているのかとい

うのが、私の個人的な印象なんです。

生涯学習課長 メールの場合ずっとメールチェックをしているわけではないので、例えば夜中にメールを出していたんだけど次の朝電話が別の団体から来た場合にメール確認よりも電話のほうが早い場合もあるわけです。メールって意外とずっと見ていないわけではないので、今のところ先着順である程度予約できる形をとっていますので、そうするとメールっていうのは非常にトラブルのもとになると考えたんです。それと、メール予約を可能にしまうと、一度にたくさん出せるので、同様の施設に一斉に予約されるケースが出てきます。結局はその中から一番都合の良い会場しか使いませんから、キャンセルが多くなるわけです。予約やキャンセルが多くなるとその分トラブルの原因になりますから、その中に入りたくないというのが実はあって、メールでの受付は今のところやめておこうと思っています。

ほかのところも、同様の理由からメールで受けているところはないと思います。自前でシステムを設けていてパソコン上から予約を受けられるところはあるようですけども、普通のメールで申し込みを受けているというところはありません。

教育長 そのほかありますか。

星委員 今回の飯館スポーツ公園の予約状況の資料をいただいたんですけども、これってホームページとかどこかで見ることはできるんですか。

生涯学習課長 これは見られません。電話していただいて確認していただくしかありません。

星委員 そうすると、今予約が埋まっているかどうかは電話で問い合わせということですか。

事務局 はい。

星委員 例えばイイタネちゃんアプリで見られるようにとか、予約受付できるようにというのはないんですか。

生涯学習課長 実はそれを、開発費も含めて大分前から売り込みがあるんですけども、800万円とかから高いものは2千万円とかぐらいまであるんです。まず初期投資がそのぐらいで、あと当然年間のそれを運用するお金がかかりますので、それだけかけてやることでもないものではないというのが現時点での考えです。

星委員 イイタネちゃんアプリ自体はどこで管理しているんですか。

生涯学習課長 あれは総務課の企画係です。

星委員 それも年間で幾らかかかっているんですか。

生涯学習課長 全体ですと相当かかっていると思います。

星委員 例えばそこにこの写真、例えば1日更新でもいいんですけども、載せてもらうだけでも、見られように、予約はできないにしても見られるようになればと思うんですが。

菅野委員 予約状況を見られればね。

生涯学習課長 今の状況だと難しいです、やはり。自動的になるようなシステムがあればいいんですけども。

星委員 難しいところは、問い合わせしてもらったほうが手間がかからないのか、見られるようにしておいて自分で判断してもらったほうが手間がかからないのか

ていうところかという気もするんですけども。わからないと全部電話しないと聞けないですし、見て埋まっているってわかれば電話しなくていいし、その辺は判断かと思うんですけども。

少なくともこの状況は電話で問い合わせないとわからないということですか。

生涯学習課長 わかりません、今は。

星委員 わかりました。

教育長 そのほかありますか。

では、とりあえずは前に進んで、このほかの資料を説明したいと思います。その他で総合文化展について説明願います。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長 説明が終わりました。その他も含めて全体、お願いします。

菅野委員 質問ですが総合文化展についての出品に際して指定の用紙があると聞いたのですがどうなっていますか。私が持っているのは個人用で、別に団体用のもあるというふうに伺ったんですけども。団体で出す場合にはまた別なものがあるんですというふうに言われて、今、個人的には団体用のものを待っているんですけども。

生涯学習課長 今日ちょうどそれを送る作業をやっておりました。

菅野委員 では、近々届くということですね。わかりました。

生涯学習課長 済みません、今年はグラウンドオープンがあったり、あと総務課で秋祭りをやるというような話もあって、調整に時間がかかったんです。当初は秋祭りも同じ日にやりたいという話もあったんですが、実はちょうど県知事選挙と重なったこともありそちらに職員を割けないということで、秋祭りはその1週間前の日曜日、10月21日にやるということに一応なって、文化祭は27日、28日に別に行うことになったわけです。

菅野委員 そういう意味では、この文化祭を学校でやるという判断は先見の明があったということですか。知事選は交流センターが会場でしょうから。

生涯学習課長 そうなんです。開票所は交流センターですから。

菅野委員 文化祭で団体用の出品票が用意されているのが確認できたので、安心しました。その準備は団体としてはやっておりますので、にぎやかにしたいと思います。

教育長 実は、研修中に聞かれて、中学校の体育館に搬入していただくようにお話ししました。

生涯学習課長 生涯学習課では、搬入を24、25でしていただく考えでいるんですがその週の月曜か火曜には飾りつけられるようにパネルとか準備物を運んで用意しておきますので、そこに搬入いただきたいと思います。

教育長 基本的には体育館のステージ側は芸能とかの発表等が見れるようにして、後ろはパネルで仕切って作品等が展示できるように設営したいと考えています。もちろんステージとも行き来ができるように大体の会場イメージを示して話をしていたところです。

生涯学習課長 芸能発表と作品展示を1か所で行なおうと考えています。

教育長 体育館をメイン会場として校舎の廊下を歩いて行って、ランチルームでソバとか食事ができるようにしようということでした。

生涯学習課長 はい。

ちょっと子どもたちの作品展示は体育館になるか学校の廊下になるか、もう少し詰めていきたいと思えますけれども、周りながら見ていただくことを考えると廊下での展示もいいかなと教頭先生から出ていましたけれども、内々でまた詰めさせていただきたいと思えます。

学校を見ていただきたいということも今回あったものですから。

教育長 文化祭では一般の村民の方々にも学校をご覧いただきたいと思っています。

菅野委員 P T A主催の夏祭りの際に来た方から、初めて来てみて中も見てみたいって、言われたんですよ。あの時は外の賑わいが分散しないように内覧はしなかったんですが。

教育長 今回の祭りは、P T A主催でみんな打ち合わせをして、外でみんなに出てもらうようにするというので、中には入らないように決定していたという事です。P T A主催で主体的にやっているわけですから。そんな話をしました。

あと、さっき話した件の確認だったんですけども、この村内の団体は無料にするっていうのは、飯館のチームに入っている人たちですよ。あと、飯館の人がチームにいるんだけどただにできないのかという場合は、村外のチームであれば村民が入っていても有料ですよ。

生涯学習課長 はい。ですから、例えばサッカーチームで30人いて、それがみんな福島市の人で、1人だけ飯館の人がいる場合。これはもう福島チームです。一方、村の人が主体でつくっているチームは村のチームとして登録いただければいいかと思えます。

教育長 無料にするという事ですね。

生涯学習課長 ただ、やはりいろいろな関係があって、1人、2人は入っているかもしれませんが、あくまでも村の人たちが主体となるのが無料の条件です。

教育長 きっと避難で村の人が1人、2人入っていて、村の施設がよくなったからじゃあ利用しに行こうとなったときに、飯館の人がいるんだけどただにできるかといわれた場合、それはだめですということです。

菅野委員 前回もその話は出たんですが、でも今話を聞きながらちょっと疑問に思ったんですけども、例えばそれはただにはならない。でも、村民の方が代表して仮予約は6カ月前にできるんですか。村外よりも3カ月間、早く。

生涯学習課長 それは予約の際に聞かせていただいて、ちゃんと実態を確認させていただいて受け付けますから。

教育長 基本はさっき言ったとおりだよ。

星委員 主体がどっちにあるかっていうのが大事だから。1人ぐらい入っただけであれだったら名前変えちゃいますからね。

菅野委員 なんとなく、そこもね。人間だから都合よく解釈はあるような気がします。

生涯学習課長 村内の団体は、大体うちのスポーツクラブに所属しているチームぐらいじゃないんです。

教育長 飯館のチームに入っている人たちは基本ただということだよ。

生涯学習課長 ですからそれ以外の団体で予約の問い合わせがあったらいろいろ、担当が調査するので大丈夫だと思います。

教育長 あとそのほか言われたのは、運動場や競技場、その周りを個人で走るのには別に問題ないんですかという事です。

生涯学習課長 それは全然問題ないです。公園としての利用となります。

教育長 私も、それは大丈夫だと言っておきました。

生涯学習課長 金払えって言って追いかけてはしません。

星委員 どこですか。

教育長 あの競技場のトラックです。

星委員 トラック。トラックを走ってもいいんですか。

生涯学習課長 トラックは、個人で走って全然かまいません。

教育長 だから、それを聞かれたから、夏祭りのときに、走っていいよって言ったんですけれども。

生涯学習課長 健康増進施設ですし。

星委員 村の人は走っていいけれども、村の人でない人はお金を払うということですか。

生涯学習課長 実は、今個人利用でお金をとっているのはボルダリングだけなんです。

何でかという、ボルダリングは落っこちちゃったりするとけがをしやすいので、保険に一応入っているんで、名前を書いてもらっているんです。それで一応個人でも料金を取るというふうにはしたんです。

ほかは料金は取らないまでも個人でやる場合、受付簿にみんな書いてもらうことにはしています。それから、この裏の資料を説明していませんでしたけれども、4ページのほうに一応申込受付をした件数を記載しています。使用件数が205人となっていますけれども、件が正しいです。それから、あと利用人数が2,429人ということで、これはこの間のオープニングのときの800人が入っていませんので加えてください。

星委員 使用料の欄は変わらないですよ。

生涯学習課長 使用料は、この間のイベントは村の主催ですのでかかりませんでしたけれども、今これだけいただいております。結構村外の方もテニスだとかサッカーだとか、あと照明のほうで結構やはり料金いただいております。

星委員 どうしても目が人数より使用料に行ってしまうですね。このぐらいの金額とかだと経年の改修とかできるんですか。

生涯学習課長 これからやはりサッカーの利用が増えてくると思います。9時から17時までとかで利用しますから、そうすると1時間当たり1,080円ですので、結構なお金になってくると思います。

教育長 ふえてくますよね、きっと。テニスも利用していますもんね。

生涯学習課長 はい、テニスも結構やっています。

教育長 議会からは、実はランニングの経費について質問もされたんです。でも、利用料のみでペイするというのはなかなかできませんとはっきり言っているんです。反対に、人口交流が入ることによって周りが潤おえばという答弁はさせていただきました。

教育課長 安いですよね。

星委員 値上げですか。入札制にしますか。

生涯学習課長 サッカーですと、例えば1日使って4チームやったとしても50人ぐらいで

しょう。50人ぐらいで1日6,000円ぐらいだったら、1人あたりは安いもんですね。

指導主事 親もついてきますしね。親がついてきたらまでい館に寄っていただいて、ジュースとアイスクリームは買っていただいて。

教育長 ですから、8月12日のグランドオープンの前日に道の駅に寄ったら、店長から、あしたどのぐらい売れるのかなんて心配していたんです。そして、何日かたって行ったら、いや売れたんだって言ってました。（「やっぱり、人が来ると帰りに回っていくんだ」の声あり）すごかったんですって。

だから、スポーツ公園で儲ける必要はないんだと思いますよ。

菅野委員 オープニングの時に道の駅のイベントで余ったうちわを配っていたんですけど、あれは効果的だったと思います。道の駅によればやはり何かしら買うじゃないですか。良かったと思いますよ。

教育長 村の秋祭りを文化祭にあわせてという話もあったんです。でも、あっちの売り上げを上げるには向こうを会場にやらないとという話はさせていただいたんです。文化祭の実行委員会に乗ったほうが事務局は楽なんだろうが。きっとこっちの文化展はすごくなるから。学校も見たいし何見たいしって。

菅野委員 だったら、までい館はまでい館で考えればいいんです。寄ってもらうための企画とか知恵を出せばできることはいろいろあると思いますけれども。

教育長 じゃあ、大体よろしいですか。

星委員 その他のその他なんですけれども、夏祭りのときに気づいたことなんですけれども、校舎側の道路、校舎側というか教室の外側というんですか、その辺ちょっと歩いてぐるっと回って見たんですけれども、側溝のふたが結構ぼろぼろのやつが多いんですけれども、あれ自体は工事に入っていなかったんですか。

教育課長 入っていませんでした。

星委員 そうですか。特に裏側なんかは本当にもうぼろぼろなんです。一応きれい目のやつから表側にはめたと思うんですけれども。あれは今のところは直す予定はないんですか。危険性をどういうふうに見るかだと思うんですけれども。小学生なので、幼稚園児じゃないからいいかという。ふたが全部閉まっていないですし、閉まっているふたも欠けたやつが多くて、それも工事で欠けたのかもとと欠けていたのかがわからないという状況だったので。

教育課長 工事範囲に入っていないので、そこは多分もともと傷んでいた部分だと思います。

星委員 除染はしていないんですか。

生涯学習課長 除染はしています。

星委員 除染しているときに蓋を上げますよね、必ず。

教育課長 裏のほうの側溝蓋は初めからあまりかかっていたんです。

星委員 安全上問題ないという判断でしょうか。

教育課長 対応を考えます。具体的には予算との相談です。今、予算整理中で、予算が余るかどうかというのをしていますので、予算に余裕があれば追加で入れたいと思います。足りなければ新たに予算要求の必要があります。加えて説明すると、足りないかどうかというのは、事業上のオーバーではないんです。事業の内訳上、

計画されていた補助とそれ以外の単費分とに区別をされていてその金額が最終的にどうかという作業をおこなっています。

教育長 補助金をもらえる額は決まっているので、あとは単費の分がどこまで全体の中で動いているのかというのを今整理しているんですね。

教育課長 そうです。その残の中での検討になるという事です。

菅野委員 あと、もう一つ、その他のその他でいいですか。

先ほどのあり方検討委員会の話で、人数は15名以内でという話が出たんですけども、一応今後の予定としては、いつごろをめぐりに開催する予定なんですか。

教育課長 一応9月の議会でOKをもらいましたら、その後に要綱をつくって、そこで第1回目の会議を9月末か10月上旬ぐらいには行うという、そんな日程ではあります。年度内は3回ぐらいということなので、多分2カ月に1度ぐらいという頻度になるのかというふうには思っていますが。

教育長 諮問はしないって言っているんだよね。

教育課長 諮問というか、統合の時期は示したうえで話し合いをお願いするという事です。ただ中身は今後の議論となります……。

菅野委員 中身はこっちですよ、あり方検討委員会で……。

教育課長 はい。ですから、単に3小学校を合わせるのか、中学校と含めて一貫で見なければいけないのか、その辺は議論の中でということで、場合によっては義務教育学校も視野にとなれば、一貫教育をやっているような中学校、小学校を視察に行くとか、そんなこともふえてくるのかというふうには思っています。

菅野委員 わかりました。

教育長 そのほかありますか。なければ、日程第7に入ってよろしいでしょうか。

全 員 はい。

13 その他 日程第7 次回教育委員会の開催日時について

教育長 9月の定例会は9月26日なんですけれども、10月は何日ごろ。

菅野委員 文化祭の前ですね。文化祭がありますから。

教育長 文化祭の前は忙しいんですよ。

何日ぐらいがいいですか。やはり二十何日からのほうがいいですか。その前にしますか。前に持っていったんではあと学校運営協議会と校長会を入れなくてはいけないんだよね。余り前にすると難くなるのかな。

教育課長 では文化祭で、25、26日あたりは準備で無理でしょうから、22、23、24日ぐらいではいかがですか。

教育長 22日はどうですか。

教育課長 よろしいですか。

全 員 はい。

教育長 それでは、10月の定例委員会は10月22日3時からということで、場所は教育長室でお願いいたします。

教育課長 はい。では、次回は9月26日、10月は10月22日ということでお願いします。

教育長 じゃあ、なければ以上で終わらせてもらってよろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長　　ないようでありますので、以上で8月の定例教育委員会を終わらせていただきます。ご苦労さまでした。

午後　4時30分　閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

中井 栄

教育委員（教育長職務代理者）

教育委員

菅野 七二

教育委員

星 弘幸

書記：教育課長 村山 宏行

